

---

## 資料2-1

# 熱中症特別警戒情報等に関する ワーキング・グループにおける議論

---

1. 熱中症特別警戒情報の発表はなかった
2. 熱中症特別警戒情報の運用にかかる暑さ指数情報提供地点に関しては、今後もデータの収集・分析を行っていく
3. 令和7年度の熱中症特別警戒情報等の運用期間は4月23日（水）～10月22日（水）
4. 熱中症特別警戒情報に関する自然的社会的状況は、それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、有無を判断していくこととする

# 1. 令和6年度 熱中症特別警戒情報の発表状況

**熱中症特別警戒情報** 発表はなかった。

○暑さ指数（WBGT）の予測値

[予測値] 前日10時頃時点における、該当日の日最高暑さ指数（WBGT）の予測値において、

- 都道府県内の全ての地点が35以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点が34以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点が33以上となった都道府県 延べ10あった

7月

7月28日 香川県
-----------

8月

8月2日 徳島県	8月3日 京都府	8月3日 福岡県
8月4日 香川県	8月4日 佐賀県	8月13日 神奈川県
8月21日 佐賀県	8月22日 佐賀県	8月23日 佐賀県

# 1. 令和6年度 暑さ指数（WBGT）の実況値※

[実況値]

- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が35以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が34以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が33以上となった都道府県 延べ25あった

7月	7月20日 埼玉県	7月23日 埼玉県	7月25日 佐賀県
	7月27日 埼玉県	7月28日 埼玉県	7月28日 香川県

8月	8月1日 佐賀県	8月2日 香川県	8月2日 佐賀県
	8月3日 富山県	8月3日 岡山県	8月3日 香川県
	8月3日 福岡県	8月3日 佐賀県	8月4日 富山県
	8月4日 香川県	8月4日 福岡県	8月4日 佐賀県
	8月5日 福岡県	8月5日 佐賀県	8月6日 香川県
	8月12日 埼玉県	8月17日 神奈川県	8月18日 埼玉県
	8月19日 神奈川県		

※実況値：暑さ指数（WBGT）の実測値・実況推定値（速報版）

算出方法は、「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」（令和6年2月27日環境省大臣官房環境保健部）p25 に基づく

## 2. 熱中症特別警戒情報の運用にかかる暑さ指数情報提供地点の特徴分析について

各都道府県において、各観測地点での暑さ指数の変化傾向を、一定程度、定量的に分析することを目的として、各都道府県内の観測地点と県庁所在地の暑さ指数との相関を分析した。

- 全国841地点のほとんど（827/841 約98%）は、相関係数が0.800以上であった。
- 北海道・東京都・沖縄県において、相関係数が0.800未満の観測地点がみられた。

- 分析データ : 全国841の情報提供地点における日最高暑さ指数実況値（速報値）
- 分析対象期間 : 2024年運用期間（4月24日～10月23日）の各日

各県庁所在地と全国の観測地点（841地点）の相関係数の状況（ヒストグラム）



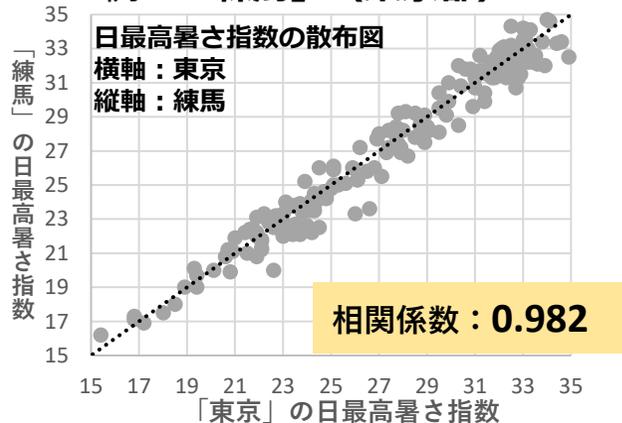
## 2. 相関係数や散布図の状況から分かった3つのパターン

### パターン①

県庁所在地の観測地点との相関係数が高い※。

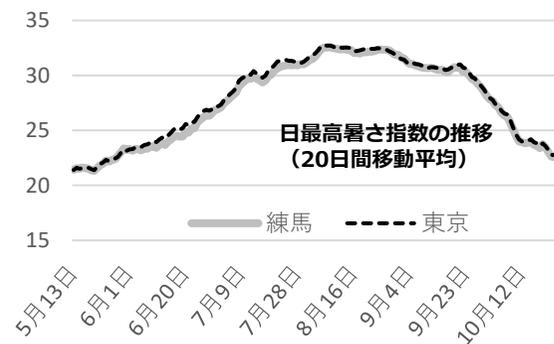
※本分析では「相関係数が高い」を、「相関係数が0.800以上であること」としている。

#### 例：「練馬」(東京都)



「東京」と「練馬」との二乗平均平方根誤差 (RMSE)： 0.9

「東京」と「練馬」との差の分散： 0.8

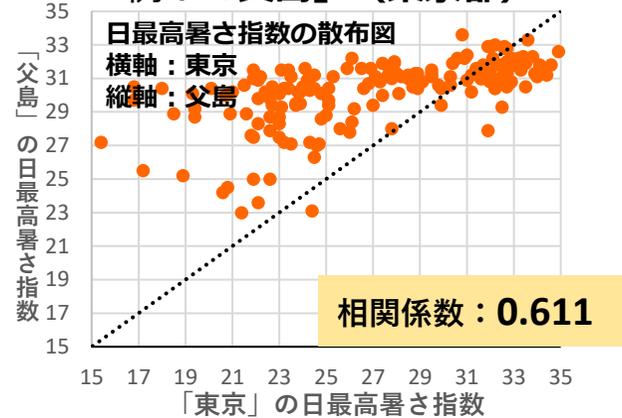


### パターン②

県庁所在地の観測地点との相関係数が低い※。

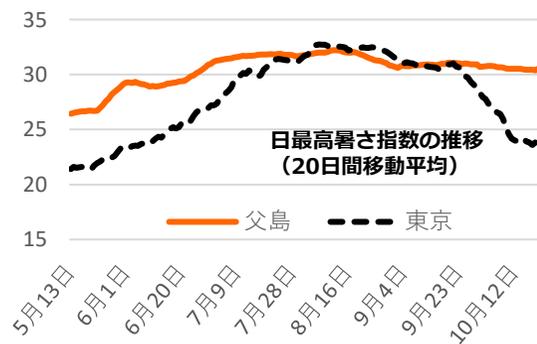
※本分析では「相関係数が低い」を、「相関係数が0.800未満であること」としている。

#### 例：「父島」(東京都)



「東京」と「父島」との二乗平均平方根誤差 (RMSE)： 4.8

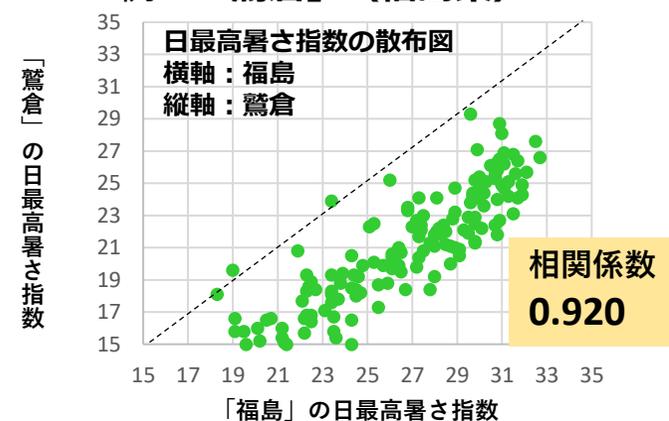
「東京」と「父島」との差の分散： 14.8



### パターン③

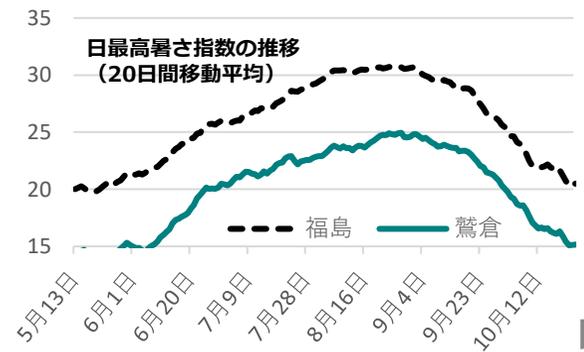
県庁所在地の観測地点との相関係数が高いが、暑さ指数の値に比較的大きな差がみられる。

#### 例：「鷺倉」(福島県)



「福島」と「鷺倉」との二乗平均平方根誤差 (RMSE)： 6.1

「福島」と「鷺倉」との差の分散： 3.6



## 2. 熱中症特別警戒情報の運用にかかる暑さ指数情報提供地点のまとめ

---

- 2024年夏における日最高暑さ指数の実況値（速報値）を分析したところ、全国の841地点のほとんど（827/841 約98%）の暑さ指数が、県庁所在地と相関が高いとの結果となった
- パターン②を示す東京都や、沖縄県などでは、地域の特性を踏まえて、例えば、4月など盛夏より前の期間において、熱中症予防を早めに呼びかけるなどの取り組みが有効であると考えられる。
- パターン③を示す県内での暑さ指数の値に比較的大きな差がある都道府県において、特に暑さ指数が高い情報提供地点の状況を注視していき、暑さ指数データ及び人口や面積を考慮する等の分析を行っていくこととしたい
- 今後も熱中症特別警戒情報および熱中症警戒情報を組み合わせて運用することで、地域の特性に対応していく

## 3. 令和7年度の熱中症特別警戒情報等の運用期間

---

令和7年度の熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の運用期間は、  
**2025年4月23日（水）～10月22日（水）とする**

## 4. 自然的社会的状況について

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）  
（令和6年2月28日環保安発第2402282号環境省大臣官房環境保健部長通知）

規則第2条第2号において、第1号に掲げる場合に該当しない場合であって、**自然的社会的状況**により、熱中症による健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合も、熱中症特別警戒情報を発表する場合としているところである。これは、**暑さ指数（WBGT）が35に達しない場合であっても、熱中症により国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合**を想定するものである。その発表の具体的な判断指標については、令和5年度に**暑さ指数（WBGT）、停電戸数、断水戸数等の情報**を想定して検討を進めたところであるが、令和6年4月以降も引き続き、定量的な基準その他の一定の要件で機械的に判断できる基準を念頭に、暑さ指数（WBGT）、停電戸数、断水戸数等の情報と健康影響の関係について情報収集を行い、検討を行う予定である。今後、発表の具体的な判断指標の検討結果が得られた際には、「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」に反映するとともに、当該検討結果について改めて通知等によりお知らせすることとしたい。



- 熱中症特別警戒情報に関する自然的社会的状況について、少なくとも令和6年度の実績からは、定量的な基準その他の一定の要件で機械的に判断できる基準については導き出すことはできない。
- 自然的社会的状況に基づく熱中症特別警戒情報の発表については、それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を可能な限り情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、有無を判断していくこととする。